



2021年2月19日

各位

会社名 株式会社フジオフードグループ本社
 代表者 代表取締役 藤尾 政弘
 (東証第一部 コード番号 2752)
 問合せ先 取締役 経営企画本部長 九鬼祐一郎
 TEL 06-6360-0304

定款一部変更及び監査役候補者選任並びに補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「監査役1名選任の件」並びに「補欠監査役1名選任の件」を、2021年3月30日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第31条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第32条について所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第30条【条文省略】	第1条～第30条【現行どおり】
(監査役の選任方法) 第31条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 【新設】 【新設】	(監査役の選任) 第31条【現行どおり】 ②【現行どおり】 ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第32条【現行どおり】 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>
第33条～第46条【条文省略】	第33条～第46条【現行どおり】

(3)日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月30日
定款変更の効力発生日 同上

2. 監査役1名選任の件

(1)監査役選任の理由

現任の監査役3名のうち1名は、2021年3月30日開催予定の第22回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任を付議するものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2)監査役候補者

氏名	現役職	新任・再任
鎌倉 寛保	社外監査役	再任

(注) 1 候補者と当社との間において、特別の利害関係はありません。

2 候補者は、社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 補欠監査役1名選任の件

(1)補欠監査役選任の理由

現補欠監査役1名選任の決議の効力が2021年3月30日開催予定の第22回定時株主総会開始の時までとなりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2)補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
辻 正夫 (1949年7月2日生)	1968年4月 大阪国税局奉職 2000年5月 税理士登録 2006年4月 みのり税理士法人設立 代表社員就任(現在に至る)	一株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間において、特別の利害関係はありません。

2. 辻正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 辻正夫氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

5. 議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

以上